

やすらぎの村

第二十五回

便り



やすらぎの村
☎0721-40-1601
ホームページは
キタバ薬局

歩行補助用具のレンタルサービスについて

「やすらぎの村 レンタル事業部」では、ご利用になられる方の身体状況や生活環境に合わせて、たくさんある福祉用具の中から最適なものを提供できるように、日々相談業務にあたっています。

行器や杖、手すりなどをレンタルすることができますが、どのようなものでもレンタルできるわけではありません。

今回は、歩行補助の用具について、簡単にお話させていただきました。

まずは歩行器ですが、レンタル可能なものは、体を囲うようにハンドルが付いているものになります。ハンドルがまっすぐなものとは購入となりますのでご注意ください。また、室内用のものもありますし、ブレイキの有無などの確認も必要となります。さらに、大きさや重さなどさまざま

介護の認定を受けている方であれば、介護保険を利用して歩

な種類があり、体の状態に合ったものを選択しないと、転倒事故に繋がりますので、安易に決



島田 幸記
(富田林レンタル所長)

S51年生まれ、河内長野市在住、
家族は妻と子供3人
趣味・特技・小学生から野球を始め
て現在も続けています。

られている杖はレンタルすること
次に杖ですが、一般によく売



キタバ薬局グループ
富田林市向陽台2-1-15
☎0721(28)62661(代)

ができません。レンタルできるものは、杖先が4点あるような多点杖や松葉杖などが代表的なものです。杖の長さが体にあっていないと、肩・腕の痛みや腰の痛みなどが出てきますので、利用時にはきちんと調整してもらうようにしてください。

最後は手すりですが、家の中で壁にネジで固定するものはレンタルできません。工事が不要な置くだけで使用できるものや床と天井で突っ張るタイプなどがレンタル対象になります。設置場所のスペースや用途に応じてさまざまな種類があり、壁に穴を開けるような事をしなくても手軽に手すりを設置できるので便利です。

「親切・丁寧・素早く」をモットーに、地域の方々から信頼される事業所を目指してスタッフ全員でがんばっていますので、困ったことがあればぜひご相談下さい。